最終更新日：2017年6月26日
綜研化学株式会社
代表取締役社長　逢坂　紀行
問合せ先：03-3983-3268
証券コード：4972
http://www.soken-ce.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、適切な企業統治の推進・徹底を図ることにより、企業としての社会的責任を果たし、関係する皆様から信頼していただけるよう努めて行くことを基本方針とし、綜研化学倫理綱領において「法令を遵守し、社会的規範や良識に基づいて行動する」ことを定め、周知・徹底を図るとともに、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、実効性の高いガバナンス体制の整備・充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての基本原則を遵守しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	716,100	8.63
綜研化学従業員持株会	336,098	4.05
東京中小企業投資育成株式会社	333,000	4.01
中島 幹	281,500	3.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	217,300	2.62
GOVERNMENT OF NORWAY	142,100	1.71
株式会社三井住友銀行	135,000	1.63
資産管理サービス信託銀行株式会社	131,500	1.58
株式会社みずほ銀行	120,000	1.45
三井住友信託銀行株式会社	110,000	1.33

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現時点では当項目に該当する事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荒井　寿光	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒井　寿光	○	株式会社ミマキエンジニアリングの社外取締役およびコナミホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。	行政分野及び企業経営における豊富な経験に基づく高度で幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、年間監査計画を策定し、定期的に打合せ及び監査結果に関する報告等を行っており、両者の連携を強めております。
なお、当社は「あずさ監査法人」と会計監査契約を締結しております。
監査役は内部監査室に内部監査計画の説明と内部監査結果の報告を求めるとともに、内部監査室と連携して監査も実施しております。
なお、監査役監査を支える専任者1名を監査役付として配置し、監査役による監査が効率的に行われる体制を構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木　仁志	弁護士													
布施木　孝叔	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　仁志	○	―――	弁護士としての専門的見地を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
布施木　孝叔	○	―――	公認会計士としての専門的な知識・経験を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ、取締役のモチベーションや業績向上に対する意欲が保たれており、インセンティブ付与は必要ないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対して支払った報酬等141百万円(平成29年3月期)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、業績、役員の役割・責任などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制としては、取締役会事務局が必要な連絡を行うとともに、取締役会での審議事項、その他重要会議での報告・検討事項等に関する情報提供を行っております。
社外監査役のサポート体制としては、監査役補助者を配置し、監査役会の補佐、社外監査役への連絡を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会および監査役会による取締役の職務執行の監督および監査を行っております。

取締役会は、社外取締役1名を含む6名で構成され、毎月開催する定例の取締役会において、法令で定められた事項および経営上の重要な事項の意思決定ならびに業務執行状況の報告を行っております。また、迅速な意思決定と機動的な業務執行を実現するため、必要に応じ臨時取締役会を開催するほか、書面決議方式を可能としております。
業務執行につきましては、執行役員制度を導入し、取締役による経営の意思決定および監督機能と執行役員による業務執行機能を分離することで、経営の透明性・公正性を高めるとともに、業務執行の迅速性・効率性を確保しております。また、執行役員を構成員とする事業推進会議を定期的に開催し、経営に関する重要事項を審議することにより、意思決定の迅速化を図っております。

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名を含む非常勤監査役3名で構成され、取締役会等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、業務監査などを通じて取締役の職務執行を監査しております。また、内部監査室および会計監査人と情報・意見交換を行うなど必要な連携をとり、監査業務・内部統制の充実を図っております。
監査役監査は、当社監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し取締役の業務執行を監査しておりますが、直近の1年間は以下の項目を主要監査項目として実施いたしました。

1 事業報告書及びその附属明細書の監査
2 取締役の職務執行に関する監査
3 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況の監査
4 単体・連結の計算書類及びその附属明細書の監査
5 リスクマネジメントに関する監査

6　コンプライアンスに関する監査
7　業務執行の適切性に関する監査
8　海外グループ会社監査
なお、2名の社外監査役はコンプライアンス及びリスクマネジメントを中心とした業務監査を行っております。
また、監査役は内部監査室に内部監査計画の説明と内部監査結果の報告を求めるとともに、内部監査室と連携して監査を実施しております。更に、監査役と会計監査人は、年間監査計画、監査結果、リスク管理等に関し、情報・意見交換を行っており、緊密な連携を図っております。

内部監査室（専任3名）は、内部統制の妥当性を監視することを目的として、法令・規程類の遵守状況、リスク管理状況、会社財産の保全状況、業務活動の効率性を確認するために、日常の業務遂行に関し、全部門及び関係会社を対象に各種社内規程の遵守状況に関する監査並びに業務監査を計画的に実施し、その結果を代表取締役社長に報告すると同時に、被監査部門に対し、必要な改善事項の指摘・指導を行い、その後の進捗状況をフォローしております。

会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結し会計監査を受けております。
なお、当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。
当年度の会計監査業務を執行した公認会計士等の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。
業務を執行した公認会計士［継続監査年数］
指定有限責任社員　業務執行社員：佐々木雅広［4年］
伏谷充二郎［4年］
会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士：4名、その他：2名

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

「2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載のガバナンス体制を採用することにより、経営の意思決定及び職務執行の適正性・効率性、経営の監視機能の客観性・中立性が確保できていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	開催集中日を回避して株主総会を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（決算及び第2四半期決算）の決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、決算説明会資料、事業報告書、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部を担当部署とし、担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	CSRおよび環境保全活動について社会・環境報告書をホームページ上で公開し、希望者および株主へ配布しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制の整備を進めるとともに、その進展や状況に応じて、必要な改定を行っております。なお、提出日現在における当該基本方針の内容は、次のとおりです。

1．取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役および従業員を対象とする法令遵守体制の基礎として、綜研化学倫理綱領を定め、綜研化学倫理綱領ハンドブックなどにより、その遵守を図る。
(2) 取締役は、職務執行にあたり、効率的かつ健全で、透明性の高い経営の実現を目指し、取締役および従業員の職務執行が適正に行われるための体制を構築する。
ア　規程の整備
法令、定款および企業理念を踏まえて、取締役および従業員が職務を執行するうえで必要となる社内ルール、手続きなどを規程として整備する。
イ　法令遵守体制
代表取締役社長を委員長とする企業倫理委員会を設置し、日常的な法令遵守状況を定期的にチェックするとともに、改善のための提言を行い、取締役会にその状況を報告する。
ウ　活動状況の確認と是正のための体制
業務の適正を確保するため内部監査室を設置し、監査結果について適宜代表取締役社長に報告する。また、内部通報制度として「内部通報･相談窓口」を設けて、法令違反を未然に防ぐための体制を整備する。

2．取締役の職務の執行に関する情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に保存･管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの企業価値を損ねる可能性がある重要なリスクに対して、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする適切な管理体制を整備するとともに、リスク管理規程に基づき、経営環境の変化に応じたリスク管理活動を推進する。
なお、重大な危機が生じた場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損失を最小限にとどめるよう努める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
(2) 執行役員制度の下、取締役による経営の意思決定および執行監督と、執行役員による業務執行機能が迅速かつ効率的に行われる体制を確保する。
(3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織管理規程および職務権限規程において社内組織、業務分掌および職位毎の責任と権限を定め、これに基づき実行する。

5．当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 業務の適正を確保するため、綜研化学倫理綱領を基礎として、当社および子会社において諸規程を整備･運用し、コンプライアンス体制の構築･強化を図る。
(2) 経営管理については、関係会社管理規程により、子会社が当社の承認を要する事項および報告すべき事項を明確にするとともに、子会社ごとに運営管理を担当する所管部門を定めて、当社グループの経営方針および所管部門の事業戦略の周知･徹底、子会社の管理･監督･支援を行う。
(3) 内部監査室は、当社および子会社における法令遵守やリスク管理の状況、その他業務処理の適正性について、定期的に監査を行い、代表取締役社長に報告する。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの整備･構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う体制を構築し、運用する。

7．監査役の適正監査を確保するための体制
(1) 監査役会において定めた監査の方針に基づき、監査役が取締役会のほか、必要な重要会議に出席すること、取締役および従業員から職務執行状況の聴取ならびに各部門や子会社の調査等を実施することを保証する。
(2) 当社および子会社の取締役および従業員は、監査役が要求した事項、業績に重大な影響を及ぼす可能性のある事項、法令違反など不正行為に関する事項などについて、監査役に遅滞なく報告するものとする。なお、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わないものとする。
(3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、会計監査人および内部監査室との定期的な意見交換の場を設ける。
(4) 監査役が職務執行について生ずる費用を請求した場合は、当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、拒むことができないものとする。

8．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の従業員から監査役補助者を任命する。
(2) 監査役補助者の異動、人事考課および給与の改定にあたっては、監査役会の同意を得るものとする。また、監査役補助者は、監査役の指揮命令に従い、取締役および他の従業員からの指揮命令を受けないものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針とし、綜研化学倫理綱領において「あらゆる反社会的勢力からの不法･不当な要求には応じず、一切の関係を遮断する。」と定めております。
また、従業員に向けた反社会的勢力との関係根絶に関する教育や所管警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力によ

る被害防止を図る取組みを進めております。更に「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力排除に関する情報収集や各種外部研修への参加を実施し、万が一に備えた体制整備に努めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点では当項目に記載すべき事項はありません。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

取締役会決議を経た決定事実および決算情報、あるいは当社の経営に影響を及ぼす発生事実は、遅滞なく情報取扱責任者に報告されます。情報取扱責任者は、東京証券取引所が定める適時開示規則に照らして情報開示の要否をすみやかに判断し、社長の承認を得て開示を指示します。

開示文書の作成と開示作業等の実務は経営管理部長が責任を負い、情報取扱責任者の承認を得て、TDnetで電子開示および報道機関への公表を行います。併せて、当社IRサイトへの資料掲載も実施し、公平、正確かつ迅速な情報開示を図っております。

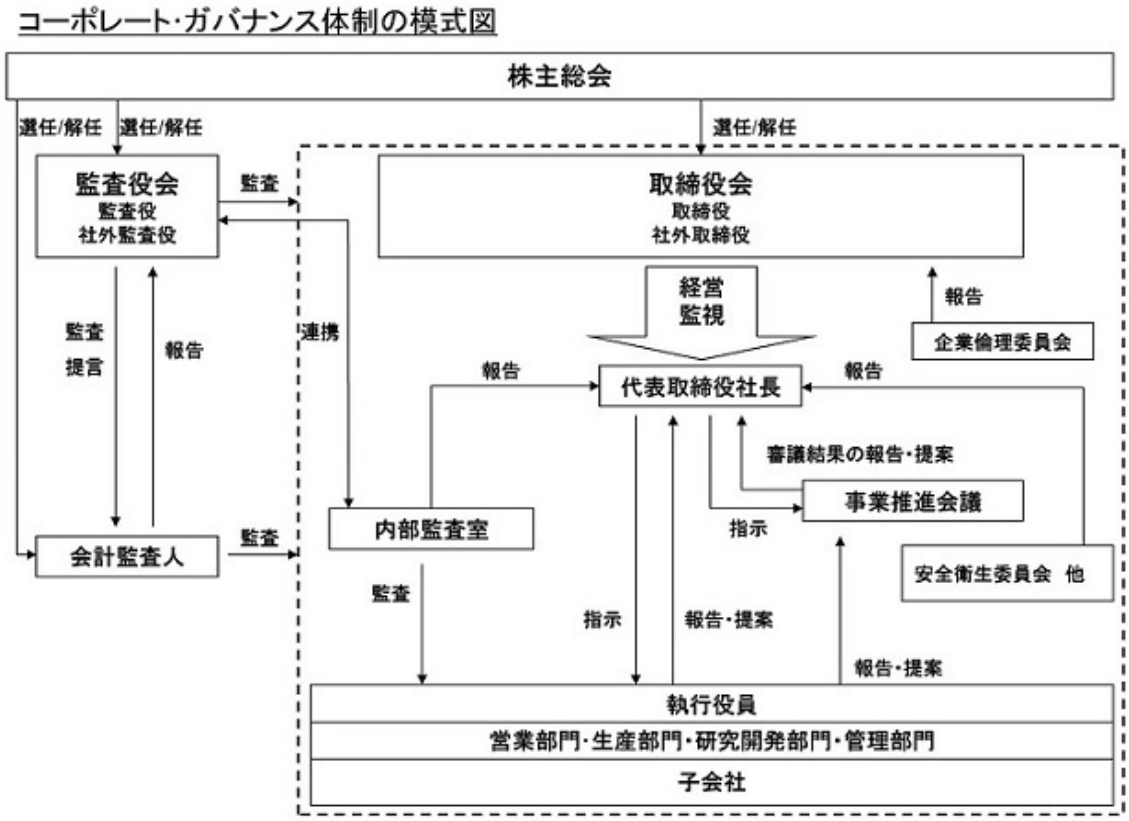

適時開示体制の模式図

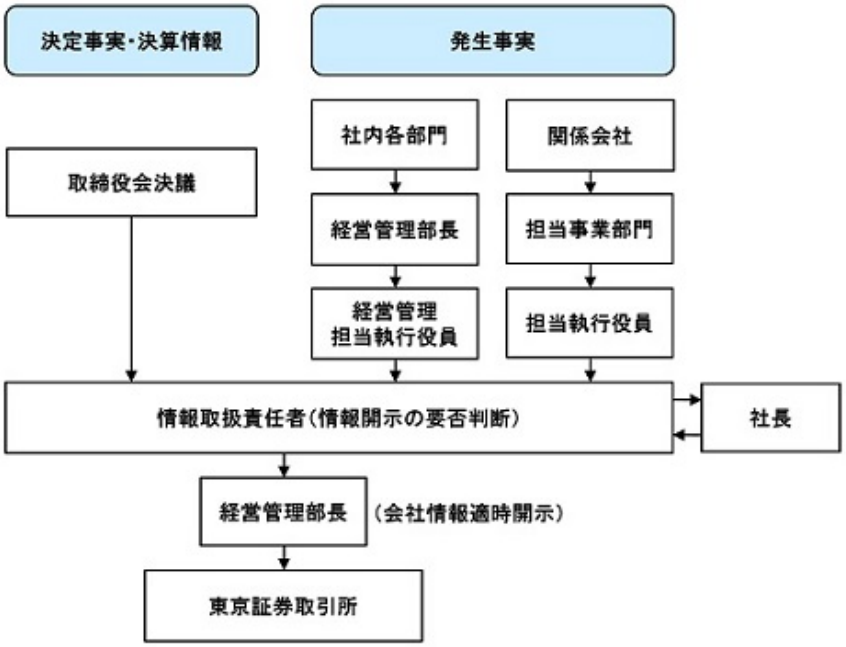
決定事実・決算情報
発生事実
社内各部門
関係会社
取締役会決議
経営管理部長
担当事業部門
経営管理
担当執行役員
担当執行役員
情報取扱責任者（情報開示の要否判断）
社長
経営管理部長
（会社情報適時開示）
東京証券取引所